

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年10月12日 11時00分ごろ
発生場所	香川県多度津町二面島北東方沖 二面島灯台から真方位034° 350m付近 (概位 北緯34° 18.2′ 東経133° 37.4′)
事故の概要	引船春日丸は、台船日東7号をえい航して西進中、洗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年1月12日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 春日丸、19.63トン 270-41920広島、有限会社高升船舶工業、有限会社大鳳海運（船舶借入人） B 台船 日東7号、総トン数等不詳 なし、日東タグ株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 甲板員A、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に擦過傷 B なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約1.8m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、船尾部に約60mのえい航索でB船を繋いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、GPSプロッターの画面を広域表示として甲板員Aが操船し、約6ノットの対地速力で自動操舵により二面島北東方沖を西進中、A船が「二面島北東方沖の洗岩」（以下「本件洗岩」という。）に乗り揚げた。 A船の喫水は、船首約1.6m、船尾約2.0mであった。 甲板員Aは、空模様が悪化してきたので、早く目的地に到着しようと思い、いつもの針路よりも二面島側に寄って航行していた。 甲板員Aは、本件洗岩の存在を知っており、GPSプロッターの画面を拡大表示にしていれば本件洗岩が表示されるので、A船が乗り揚げることにはなかったと本事故後に思った。
分析	A船引船列は、二面島北東方沖を西進中、甲板員Aが、GPSプロッターの画面を広域表示にしている船位の確認を適切に行っていなかったことから、本件洗岩に向かう状態で航行していることに気付かず、A船が本件洗岩に乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、A船引船列が二面島北東方沖を西進中、甲板員Aが、GPSプロッターの画面を広域表示にしている船位の確認を適切に行っていなかったため、本件洗岩に向かう状態で航行していることに気付かず、A船が本件洗岩に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・GPSプロッターの画面を適切な表示に切り替えて船位の確認を行うこと。